法規的告示

○国土交通省告示第二百十四号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十二条第一項、第五十二条の四第一項及び第三項（同令第五十二条の五において準用する場合を含む。）、第五十二条の六、第五十七条の七第一項及び第二項第四号（これらの規定を同令第五十七条の十九において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同項第二号（同条において準用する場合を含む。）並びに船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和七年国土交通省令第九十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定める。

令和八年一月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練の内容及び方法の基準）

第一条　船員法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条第一項の表第一号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第五号を除く。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

2　規則第五十二条第一項の表第二号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄（第四号7を除く。）に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準）

第二条　規則第五十二条の四第一項の表第一号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第三号及び第四号に限る。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

2　規則第五十二条の四第一項の表第二号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第一号及び第二号を除く。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄（第四号7を除く。）に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

3　規則第五十二条の四第三項（規則第五十二条の五において準用する場合を含む。）の告示で定める基準及び規則第五十二条の六の告示で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　別表第二の上欄に掲げる実習事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について三時間以上の実習を行うものであること。ただし、実習の講師及び受講者の比率その他の事情を勘案して国土交通大臣が適当と認める場合にあっては、当該事情に応じ、当該実習に係る時間数を減ずることができる。

二　別表第三の上欄に掲げる船員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間において、別表第二の上欄に掲げる実習事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通大臣が適当と認める船上における実習及び視聴覚教材を用いた講義を行うものであること。

三　前二号によるほか、国土交通大臣が適当と認める内容及び方法により実習を行うものであること。

（登録生存講習機関が行う生存講習の時間数等）

第三条　規則第五十七条の七第一項の告示で定める時間数は、三時間とする。ただし、生存講習の講師及び受講者の比率その他の事情を勘案して国土交通大臣が適当と認める場合にあっては、当該事情に応じ、当該時間数を減ずることができる。

2　規則第五十七条の七第二項第二号の告示で定める内容及び方法の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　生存技術に関する事項に関し、別表第一第一号下欄に掲げる内容について実習を行うものであること。

二　別表第三の上欄に掲げる船員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間において、生存技術に関する事項に関し、別表第一第一号下欄に掲げる内容について、国土交通大臣が適当と認める船上における実習及び視聴覚教材を用いた講義を行うものであること。

三　前二号によるほか、国土交通大臣が適当と認める内容及び方法により実習を行うものであること。

（生存講習管理者及び講師に対する研修の基準）

第四条　規則第五十七条の七第二項第四号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　研修の内容が、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ　生存講習管理者に対する研修　次の(1)から(3)までに掲げる基準

(1)　次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間数以上行われるものであること。

科目	時間数
一　生存講習管理者としての心得	○・五時間
二　基本訓練の概要	一時間
三　生存講習実施要領その他生存講習の実務	一時間
四　安全管理	○・五時間

(2)　生存講習管理者に対する研修を行うのに十分な知識及び能力を有すると認められる講師により行われるものであること。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、生存講習管理者として生存講習事務の管理を行うに当たり必要な知識及び能力の維持のために適当であると認められるものであること。

ロ　講師に対する研修　次の(1)から(4)までに掲げる基準

(1)　次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間数以上行われるものであること。

科目	時間数
一　基本訓練の概要	一時間
二　生存講習指導要領	二時間
三　安全管理	○・五時間